

京都市上下水道局告示第35号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成26年8月6日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市左京区下鴨蓼倉町35番地

馬場水道工業 株式会社

代表取締役 馬場 博嗣

2 変更事項（代表者の変更）

馬場 博から馬場 博嗣に変更

（上下水道局下水道部管理課）